

高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業支援計画における重点項目について(案)

資料5-1

第8期計画における基本目標

すべての高齢者が、人として尊重され、健康で生きがいを
持ちながら、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の構築
～2025年・2040年を見据えた地域包括ケア体制の深化・推進に向けて～

国基本指針(案)前文の改正に伴い、基本目標を修正

「団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年に向け、総人口・現役世代人口が減少する中で、①介護ニーズの高い85歳以上人口が急速に増加すること、②各地域の状況(高齢者人口の推移等)に応じた介護サービス基盤の整備が重要であること、③現役世代の減少が顕著となり、地域の高齢者介護を支える人材基盤の確保が重要であること」と追記されたことに伴い、本計画についても、**2025年及び2040年を見据えた地域包括ケアシステムを深化・推進**を図ることとする。

太字:重点項目、細字:主要施策、下線:第7期計画からの変更箇所

変更理由等

第8期計画の重点項目(案)	国基本指針(案)及び本県の地域課題等を踏まえた対応	【参考】国基本指針(案)(R2.9.3時点)
1 高齢者の健康・生きがいづくり (1) 健康寿命を延ばすための若いときからの健康づくり口 ①健康の保持・増進 ②生活習慣病予防等疾病対策の推進 ③健康づくりを支援する環境整備 (2) エイジレス社会(生涯現役社会)への取組みの推進口 ①意欲や能力に応じた就業・起業支援 ②高齢者等による地域社会の担い手づくりの推進 ③生涯学習・スポーツ等の生きがいづくりの推進		
2 介護サービスの充実と地域包括ケアシステムの深化・推進		
(1) 市町村の自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取組みの促進		
1) 自立支援、介護予防・重度化防止の推進と生活支援体制の充実 ① 介護予防の普及啓発と介護予防活動の充実 ・PDCAサイクルに沿った一般介護予防事業等の推進 ・専門職の関与による一般介護予防事業等の推進 ② 自立支援型のケアマネジメントの強化、地域リハビリテーション支援の充実 ・心身機能や生活機能の向上を含めたリハビリテーションの充実 ・保険者機能強化推進交付金等を活用した自立支援・重度化防止等の施策の充実・推進 新 ③ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進 ・フレイルなどの予防や疾病予防・糖尿病など重症化予防を一体的に実施できるよう、健診結果等の分析や医療専門職の「通いの場」への関与など市町村の健康づくり・介護予防の取組みを推進 ・県はモデル事業やデータ分析等の支援などを通じ、全県的な展開を推進 ④ 生活支援体制 の充実と地域住民が支え合う地域づくり	<p>○本県では、①軽度(要介護1・2)の認定を受けて介護サービスの利用を開始するが、認知症や脳血管疾患等により、主として85歳以上になって重度化する傾向があり、自立支援、介護予防・重度化防止の取組みを一層進める必要があること、②今後、中長期的に一人暮らしの高齢者世帯が増え続け、高齢者を支える生活支援体制の一層の推進と高齢者の社会参加の場の拡大等が必要であることから、重点施策を「自立支援、介護予防・重度化防止の推進と生活支援体制の充実」に改める。</p> <p>・同様に、高齢層の要介護1・2の認定率が全国平均を上回って増加しており、要介護状態になる前の効果的な介護予防活動等が必要であることから、これに関連する主要施策「①介護予防の普及啓発と介護予防活動の推進」「③効果的な介護予防の取組みと評価」を統合し、主要施策「介護予防の普及啓発と介護予防活動の充実」とする。</p> <p>・地域リハビリテーション「地域包括サポートセンター」がH30年度に新たに整備されたことから、「リハビリ体制の充実」から「地域リハビリテーション支援の充実」に改める。</p> <p>・健康保険法等の一部改正による改正介護保険法に基づき、市町村が75歳以上高齢者に対する保健事業と介護保険の地域支援事業等と一体的に実施する「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」を推進し、疾病予防・重症化予防の促進を目指すことが重要と基本指針案に追記されたことを踏まえ、主要事業「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進」を新設する。</p> <p>・今後、中長期的に一人暮らしの高齢者世帯が増えると推計されており、高齢者を支える包括的な生活支援体制の一層の整備が必要であることから、「生活支援・介護予防サービスの充実と地域住民が支え合う地域づくり」を「生活支援体制の充実と地域住民が支え合う地域づくり」に改める。</p>	<p>・指針案第一の一1「効果的・効率的な取組となるよう、(中略)地域支援事業等に関するデータやアウトカム指標含む評価指標を活用するとともに、好事例について横展開を図りながら、PDCAサイクルに沿って取組を進めることが重要である。」</p> <p>・指針案第一の一1「効果的なアプローチを実施するため、地域における保健師、管理栄養士、歯科衛生士、リハビリテーション専門職等の幅広い医療専門職の関与を得ながら、高齢者の自立支援に資する取組を推進することで、要介護状態等になっても、高齢者が生きがいを持って生活できる地域の実現を目指すことが重要である。」</p> <p>・指針案第一の一1「改正後の介護保険法等に基づき、運動、口腔、栄養、社会参加などの観点から高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進し、高齢者が身近な場所で健康づくりに参加でき、また、高齢者のフレイル状態を把握した上で、適切な医療サービス等につなげることによって、介護予防・重症化予防の促進を目指すことも重要である。」</p>
2) 在宅と施設のバランスのとれた介護サービスの充実 ① 富山型デイサービス等のニーズを的確にとらえた在宅サービスの充実 ② 重度者を支える施設ケアの充実 ③ 在宅復帰を支援するための施設ケアの充実 ④ 住み慣れた地域における多様な住まいの確保 ・介護サービス基盤の整備に当たっては、有料老人ホーム及びサ高住の設置状況、要介護者等の人数、利用状況を勘案 ・有料老人ホーム及びサ高住の設置状況等の情報を積極的に保険者に提供 ・高齢者向け住まいの質の確保にあたり、介護サービス相談員やケアプラン点検を活用	<p>・有料老人ホーム及びサ高住が増加し、介護ニーズの受け皿となっていること、また居住者の多くが介護サービスを利用していることを踏まえ、介護サービス量の見込みを定める際に、設置状況等を市町村に情報提供することが重要と基本指針案に追記されたことから、現行第2節4の主要施策(1)「住み慣れた地域における多様な住まいの確保」を重点項目「在宅と施設のバランスのとれた介護サービスの充実」に移管する。</p>	<p>・指針案第三の二2「介護給付等対象サービス量を見込むにあたり、有料老人ホーム及びサ高住が増加し、介護ニーズの受け皿となっている状況を踏まえ、設置状況や利用状況を勘案するものとする。」</p> <p>・指針第三の一4「有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅が増加し、(中略)設置状況等の情報を積極的に市町村に情報提供することが重要である。さらに、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の質の確保を図ることが重要であり、(中略)未届けの有料老人ホームの届出促進及び指導監督の徹底を図るとともに、市町村と連携して介護サービス相談員の積極的な活用を促進することが重要である。」</p>
(2) 介護との連携による在宅医療等の推進 ① 在宅医療の推進と普及啓発 ② 質の高い在宅医療提供体制の整備 ③ 在宅医療・介護連携の推進		

第8期計画の重点項目(案)	国基本指針(案)及び本県の地域課題等を踏まえた対応	【参考】国基本指針(案)(R2.9.3時点)
<p>(3) 認知症施策の推進</p> <p>① 認知症の普及啓発と予防、早期発見・早期対応の推進 <small>・認知症に関する理解促進</small></p> <p>② 認知症の医療・ケア・介護体制の整備と地域連携の推進 <small>・医療従事者等の認知症対応力向上の促進 <small>・介護従事者等の認知症対応力向上の促進</small></small></p> <p>③ 認知症になっても安心な地域支援体制の構築</p>	<p>・認知症施策推進大綱に沿って、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、「共生」と「予防」を車の両輪として認知症施策をさらに強力に推進していくことが重要とされたことから、令和元年6月に制定された認知症施策大綱に沿った記載内容に変更する。</p>	<p>・指針案第一の七「認知症施策推進大綱に沿って、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、次の1から5までに掲げる柱に沿って認知症施策を進めることが重要である。(中略)①普及啓発・本人発信支援②予防③医療・ケア・介護サービス・④認知症・バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援・⑤研究開発・産業促進・国際展開」</p>
<p>(4) 災害や感染症等への備えと安全安心なまちづくり</p> <p>① 災害に備えた体制の整備 <small>・介護サービス施設・事業所における非常災害対策計画等の作成支援</small></p> <p>新 ② 感染症に備えた体制の整備 <small>・感染拡大防止策の周知啓発、感染症に対する研修の充実 <small>・感染症発生時における応援体制の構築 <small>・感染症対策に必要な物資の備蓄</small></small></small></p> <p>③ 高齢者にやさしいまちづくり ④ 高齢者虐待防止対策等の推進</p>	<p>○近年の災害の発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえた必要な取組を行うことが重要と基本指針案に追記されたことを踏まえ、重点項目を「高齢者の住まいの確保と安全安心なまちづくり」から「災害や感染症等への備えと安全安心なまちづくり」に改める。</p> <p>・災害対策に当たり、日頃からの介護事業所と連携した防災啓発活動や必要物資の備蓄、介護事業所等で策定している計画の確認などの体制整備が重要とされたことから、主要施策を「災害時における要配慮者支援体制の整備」から「災害に備えた体制の整備」に名称変更する。</p> <p>・感染症対策に当たり、日頃からの介護事業所と連携した平時からの事前準備、感染症に対する研修の充実、発生時における関係機関と連携した支援体制や事業所間の応援体制等の構築、必要物資の備蓄などの体制整備が重要とされたことから、主要施策に「感染症に備えた体制の整備」を新設する。</p>	<p>・指針案第一の十四「近年の災害の発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、都道府県に及び市町村においては、次の取組を行うことが重要である。①介護事業所等と連携防災や感染症対策についての周知啓発、研修、訓練を実施すること②関係部局と連携して、介護事業所等における災害や感染症の発生時に必要な物資についての備蓄・調達・輸送体制をあらかじめ整備すること③都道府県、市町村、関係団体が連携した災害・感染症発生時の支援・応援体制を構築すること」</p> <p>・指針案第三の三9【災害に対する備えの検討】「日頃から介護事業所等と連携し、避難訓練の実施や防災啓発活動、(中略)物資の備蓄・調達状況の確認を行うことが重要である。このため、介護事業所等で策定している災害に関する具体的な計画を定期的に確認(中略)また、あらかじめ関係団体と災害時の介護職員の派遣協力協定を締結するなどの体制を整備することが重要である。」</p> <p>・指針案第三の三10【感染症に対する備えの検討】「日頃から介護事業所等と連携し、訓練の実施や感染拡大防止策の周知啓発、感染症発生時に備えた平時からの事前準備を行うことが重要である。(中略)感染症に対する研修の充実等が必要である。(中略)市町村や保健所、協力医療機関等と連携した支援体制の整備が必要である。(中略)応援体制の構築や人材確保策を講じることが重要である。さらに、介護事業所等における、適切な感染防護具、消毒液その他の感染症対策に必要な物資の備蓄・調達・輸送体制の整備が必要である。」</p>
<p>3 地域包括ケアシステムの深化・推進を支える体制づくり</p>		
<p>(1) 地域包括ケアシステムを支える人材の養成・確保と資質向上</p> <p>①市町村と連携した保健・福祉の人材養成と確保 <small>・介護人材の確保 <small>・介護職場の魅力発信 <small>・外国人材の受入れ環境の整備 <small>・介護職員の処遇改善</small></small></small></small></p> <p>②保健・福祉・生きがいづくりのボランティア等の養成 ③介護サービスを支える人材養成と資質向上</p>	<p>○本県において、75歳以上、85歳以上人口が今後20年間に於いて急速に増加することが見込まれる中、介護サービスの担い手となる現役世代人口の減少が顕著となり、地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保の取組みを強化していく必要があることから、重点項目に「確保」を追加し、「地域包括ケアシステムを支える人材の要請・確保と資質向上」に改める。</p>	<p>・指針案前文「二千二十五年が近づく中で、さらにその先を展望すると、いわゆる団塊ジュニア世代が六十五歳以上となる二千四十年(令和二十二年)に向け、総人口・現役世代人口が減少する中で、高齢人口がピークを迎えるとともに、介護ニーズの高い八十五歳以上人口が急速に増加することが見込まれる。(中略)各地域の状況に応じた介護サービス基盤の整備が重要である。(中略)介護サービス需要がさらに増加・多様化することが想定される一方、現役世代の減少が顕著となり、地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保が重要である。」</p>
<p>(2) サービスや制度運営の質の向上・業務の効率化</p> <p>①地域包括支援センターの体制強化など総合的な支援体制の推進 <small>・地域包括支援センターの体制強化(三職種以外の専門職の配置等)</small></p> <p>②ICT等の活用による業務効率化の推進 <small>・介護現場におけるICT・ロボットの活用 <small>・介護分野の文書に係る負担軽減</small></small></p> <p>③情報の公表等を通じた利用者への支援 ④介護保険制度の適正な運営の確保</p>	<p>・中長期的に現役世代人口の減少が顕著となり、介護分野の人的制約が強まる中、ケアの質を確保しながら必要なサービス提供を行えるようにするため、業務の効率化及び質の向上に取り組んでいくことが必要であることから、重点項目に「業務の効率化」を追加し、「サービスや制度運営の質の向上・業務の効率化」に改める。</p> <p>・地域包括支援センターの職員については、三職種以外の専門職や事務職の配置等を含めその確保に取り組むことが重要と基本指針案に追記されたことを踏まえ、主要施策を「地域包括支援センターの機能強化など総合的な支援体制の推進」から「地域包括支援センターの体制強化など総合的な支援体制の推進」に名称変更する。</p> <p>・介護現場において、ICTの活用をはじめロボット・文書負担軽減等による業務効率化を進めることが必要と基本指針案に追記されたことを踏まえ、主要施策を「健康・医療・介護分野におけるICT化の推進」から「ICT等の活用による業務効率化の推進」に名称変更する。</p>	<p>・指針案第一の五「少子高齢化が進展し、介護分野の人的制約が強まる中、ケアの質を確保しながら必要なサービス提供が行えるようにするため、業務の効率化及び質の向上に取り組んでいくことが不可欠である。」</p> <p>・指針案第一の五「地域包括支援センターの職員については、その業務が適切に実施されるよう、地域包括支援センターの評価の結果に基づき、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員のほか、三職種以外の専門職や事務職の配置も含め、必要な体制を検討し、その確保に取り組むことが重要である。」</p> <p>・指針案第一の五「介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用(中略)による生産性の向上や介護現場の革新等に一体的に取り組むことが重要である。(中略)業務の効率化の観点からは、介護現場におけるICTの活用を進めるとともに、介護分野の文書に係る負担軽減を図っていくことが重要であり、個々の申請様式・添付書類や手続きに関する簡素化、様式例の活用による標準化及びICT等の活用を進める必要がある。」</p>